

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月からは、B所在の会社C営業所（以下「事業場」という。）において、鮮魚の販売等の業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し、「関節リウマチ」と診断され、通院加療を継続していたが、平成〇年〇月〇日、体調が悪化したとしてEクリニックに受診し、同月〇日、出勤後に更に体調が悪化したため同クリニックに再受診したところ、F病院に緊急搬送され、入院加療を受けていたが、同月〇日、「出血性ショック」により死亡した。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) G医師は、被災者の死亡原因について、平成〇年〇月〇日付け死亡診断書において直接死因「出血性ショック」、その原因「出血性十二指腸潰瘍」、その原因「汎血球減少症」、その原因「腸腰筋膿瘍 敗血症」と所見しており、また、平成〇年〇月〇日付け意見書において被災者の疾病名を「腸腰筋膿瘍 敗血症 汎血球減少症」と記している。

よって当審査会としては、被災者に発症した疾病は「腸腰筋膿瘍、敗血症、汎血球減少症、出血性十二指腸潰瘍、出血性ショック」（以下「本件疾病」という。）であると判断する。

(2) 本件疾病については、現在の医学的知見により一般的に業務との相当因果関係が認められている労働基準法施行規則第35条に基づく別表第1の2第1号から第10号までのいずれにも列挙されていない疾病であることから、同第11号「その他業務に起因することが明らかな疾病」に当たるか否かを検討することとする。

なお、業務に起因することが明らかな疾病に当たると認められるためには、業務と本件疾病との間に相当因果関係があることが証明される必要がある。

(3) 本件疾病の発症原因に係る医学的意見をみると、以下のとおりである。

ア G医師は、被災者の死因について、要旨、薬剤性の骨髄抑制により汎血球減少の状態下に、敗血症による全身状態の悪化等が複合的に死因に寄与したものと考えられると述べている。

イ H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「治療はMTXを中心として行った」と記しており、被災者は関節リウマチの治療薬「メトトレキサート」を服用していたことが認められる。

ウ 「メトトレキサート」には、血液中の白血球や血小板が減少する血球減少症等の副作用があるとされている。

エ I 医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「薬剤性の骨髄抑制により汎血球減少」と述べ、平成〇年〇月〇日、審査官との面談において、「『出血性ショック』はメトトレキサートの副作用と考える。」、「薬の副作用による今回の死亡例は、医学界では一般的なことでありレポートにもならない。」と述べている。

オ G 医師は、経過記録において、「白血球が低いと、非常に感染しやすい状態でした。」、「血小板が少ないと非常に出血しやすい状態でした。」、「腸腰筋膿瘍（中略）から全身の血液にばい菌が流れ、重篤な全身症状を呈する敗血症の状態でした。」、「強力な抗生物質で治療をしていました。」と述べている。

当審査会としても、G 医師及びI 医師の意見は医学的知見等に照らし妥当なものと評価し、被災者は関節リウマチの治療として服用していた「メトトレキサート」の副作用により汎血球減少症となった可能性が高く、汎血球減少症により敗血症が増悪し、さらに出血性ショックを発症し死亡するに至ったものであると判断する。

(4) 請求人は、極めて長時間の労働という業務上の事由が被災者に本件疾病を発生ないし悪化させたものと認めるべき旨主張する。

しかしながら、長時間の労働が関節リウマチの治療薬「メトトレキサート」の副作用を有意に強めるとの知見は特に認められないことから、当審査会としては、本件疾病と業務との間に相当因果関係を認めることはできないものと判断する。

(5) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだすことができなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。